

審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第5項
処 分 概 要：質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第4条第2項、同上第3項（営業内容の変更） 質屋営業法第9条第2項（許可証の返納） 質屋営業法第28条第1項、同条第2項、同条第3項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 質屋営業法施行規則第6条（廃業の届出） 質屋営業法施行規則第10条（死亡の届出） 質屋営業法施行規則第14条の2（許可証の返納）
審 査 基 準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不適當でないと認められる者であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：25日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線3426）
備 考：